

広島県緩和ケア支援センター (県立広島病院)

平成 29 年度事業報告



広島県

はじめに

がん患者やその家族は、疼痛等の身体的な苦痛だけでなく、不安や死への恐怖、抑うつなどの精神的苦痛、さらには、仕事や経済的問題などの社会的苦痛を抱えることとなります。緩和ケアは、がんと診断された時から行う、患者が自分らしく生きるために、身体的、精神的な苦痛を和らげるための治療やケアです。

高齢化の進行により、がん患者数が増加していくことが予想される中で、良質ながん医療の提供とあわせて、適切な緩和ケアの提供が、がん対策の重要な課題の一つとなっています。

しかしながら、わが国では、緩和ケアについて、がんの進行した患者さんに対するケアであると誤解している人がいまだに少なくありません。また、がんによる痛みの緩和治療に用いられる医療用麻薬の使用量が、欧米諸国に比べて数分の一程度にとどまるなど、がんと診断された時からがん患者に生じることとなる身体的・精神的な苦痛等に対して、緩和ケアの提供が十分に行われていない状況にあります。

また、緩和ケアは、医師、看護師等の医療従事者が、がんと診断された時から取り組んでいくべきものであり、そのための知識や技術を自ら進んで習得することが必要とされています。そして同時に、がん患者や家族が、希望どおりに、住み慣れた地域の身近な施設や自宅において、安心して緩和ケアを利用できる体制の構築が不可欠です。

このため、広島県では、県内全域における緩和ケア提供体制の構築を支援する中核的な拠点として、平成16年9月に県立広島病院に広島県緩和ケア支援センターを設置し、がん患者を始めとした県民に対する情報提供やがん診療に従事する医療従事者等への知識・技術の習得支援に加えて、地域の緩和ケア体制の充実・強化などに取り組んでいます。

広島県の緩和ケアへの取組

広島県では、平成6年から平成11年の5年間にわたり、広島大学、広島県医師会、広島市及び県の4者で構成する「広島県地域保健対策協議会(県地対協)」において、末期医療や在宅緩和ケア等に関する調査・研究が行われ、平成12年3月に「広島県における緩和ケアの推進について」が提言されました。

この提言に基づき、県では「広島県緩和ケア推進会議(平成12年5月)」を設置し、在宅緩和ケアのモデル事業や緩和ケア人材の育成研修に関する広島県独自の施策を実施するとともに、事業の成果を「緩和ケア推進事業報告書(平成15年3月)」としてまとめました。その成果は、各医療圏域において地域緩和ケア推進の中心的役割を果たした「緩和ケア地域連絡協議会」の設置や、現在の「広島県緩和ケア支援センター」における医師、看護師等への研修事業の実施へと結びついています。

この間、平成13年4月には、「緩和ケア支援センター整備検討委員会」を設置し、緩和ケア推進の中核拠点として、県内のモデルとなるべき緩和ケア病棟を有し、地域における在宅を中心とした緩和ケアのシステムづくりを支援する「緩和ケア支援センター」の整備検討に着手しました。

また、緩和ケアの推進は、平成13年9月に策定した、「がん予防等推進計画」において、初めて、広島県におけるがん対策の取組の柱の一つとして位置付けました。平成16年には、「広島県緩和ケア推進方策10ヵ年計画」を策定し、各医療圏域に「緩和ケア地域連絡協議会」を設置しました。

そして、平成16年9月に、県立広島病院内に「広島県緩和ケア支援センター」(以下「緩和ケア支援センター」という。)を整備し、緩和ケア病棟(20床)の運営とともに、情報提供、総合相談、専門研修、地域連携の事業を通じて、がん患者や家族が住み慣れた地域で、在宅や施設での希望に応じた緩和ケアが安心して受けられる全県的な体制の構築を支援しています。

その後、平成19年4月の「がん対策基本法」の施行を受け、平成20年3月、広島県の総合的ながん対策の指針である「広島県がん対策推進計画」、平成21年10月には、行動計画である「アクションプラン」を策定し、「治療の初期段階からの緩和ケアの推進」を、重点的な取組課題の一つとして位置付け、緩和ケア支援センターを中核拠点として、緩和ケアに関する県民の意識啓発や緩和ケア提供体制の充実などに取り組みました。

さらに、平成25年3月に策定した、第2次「広島県がん対策推進計画」では、目指す姿として、『がんと診断された時から、希望する場所で、すべてのがん患者とその家族が、適切な緩和ケアを受けられる体制が整っていること』及び『“がんと共に”自分らしく生きるための地域における療養支援体制ができていくこと』を掲げ、施設緩和ケア及び在宅緩和ケアの充実に向け、地域と連携したより実践的な取組を進めてきました。

その結果、拠点病院の体制整備や緩和ケア病棟等の設置をはじめとした施設緩和ケアの提供体制が整備されてきた一方で、地域における在宅緩和ケアの提供体制については一層の充実・強化が必要であることから、平成30年度からの第3次「広島県がん対策推進計画」においては、今後需要の増加が見込まれる在宅緩和ケアについて、各圏域において地域連携を含めた体制整備など在宅緩和ケア提供体制の構築に、重点的に取り組むこととしています。

なお、緩和ケア支援センターについては、設置から13年余が経過し、緩和ケアを取り巻く環境の変化や緩和ケア支援センターのこれまでの取組により、一定の役割を果たしたものと考え、廃止することになりました。今後は、緩和ケア推進に係る事業を、健康福祉局がん対策課に移管し、引き続き、緩和ケア提供体制構築に向けた取組を推進してまいります。

平成30年3月

広島県健康福祉局 がん対策課

県立広島病院長あいさつ

この度、広島県緩和ケア支援センターにおける平成 29 年度事業報告書ができましたのでお知らせ致します。

広島県緩和ケア支援センターは、平成 16 年 9 月 1 日に県立広島病院内に県内の緩和ケアを推進する中核的拠点として緩和ケア支援室と緩和ケア科が開設されました。緩和ケア支援室は緩和ケア支援機能を有し、患者や家族が住み慣れた地域で、在宅や施設での希望に応じた緩和ケアが利用できる全県的な体制構築と、地域の実情に応じた緩和ケア地域ネットワーク作りに取り組んできました。その活動には情報提供、総合相談、専門研修、地域連携支援、在宅緩和ケア、施設緩和ケアの推進体制の整備がありました。また緩和ケア科では緩和ケア診療機能を有し、質の高い緩和ケアを提供しながら緩和ケア支援室と一体的に運用し、県全体の緩和ケアの推進に取り組んできました。こうした事業の展開により、広島県緩和ケアの医療水準は確実に高まってきました。

平成 30 年度からは第 3 次広島県がん対策推進計画が始まり、在宅緩和ケアを中心とした事業の推進が掲げられています。また第 7 次広島県保健医療計画も始まります。現在、県内には緩和ケア病棟が 11 病院（201 床）、緩和ケアチームはすべてのがん診療連携拠点病院を含め 45 病院に整備されています。また平成 26 年度から「在宅緩和ケア推進モデル事業」を県内 7 つの二次医療圏で実施した結果、在宅緩和ケアコーディネーターを中心に顔の見える関係のネットワーク作りで、がん診療連携拠点病院と在宅医療・介護施設の連携が深まってきました。在宅緩和ケアを推進するにあたっては、各地域において施設間の調整役の養成や緩和ケアに対応できる在宅医を増やすこと、また介護・福祉関係者の緩和ケアに関する理解不足や技術不足が課題にあげられています。緩和ケア推進の有り方は、がん診療連携拠点病院等における整備から在宅療養支援へと移りつつあります。

こうした時代の変化に応じて、平成 30 年 4 月からは県立広島病院における緩和ケア支援室の事業は県庁内にある健康福祉局がん対策課に移管し、緩和ケア科は病院事業として継続することになりました。本事業が引き続きまして県内のがん患者・家族の方々の支えになるよう一層努めてまいる所存です。今後ともよろしく願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

県立広島病院 院長 木矢克造